

鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市議会議長 池上 茂樹

鈴鹿市議会規程第1号

鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程等の一部を改正する規程
(鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年鈴鹿市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 略 2～7 略 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。) ア・イ 略 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せ	(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第8条 略 2～7 略 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。 (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。) ア・イ 略 (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せ

<p>て記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの</u></p> <p>9 略</p>	<p>て記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの</u></p> <p>9 略</p>
---	---

(鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（令和6年鈴鹿市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の<u>鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の鈴鹿市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。</u></p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の<u>鈴鹿市議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の鈴鹿市議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。